保護者説明用

スポーツ振興センター手続きについて

上尾橘高校　保健室 R4.4

1，　対象

学校の管理下（登下校、授業中、休み時間、部活動中、練習試合や大会中など）で起きたケガや熱中症などで病院を受診し、治るまでに保険診療で１５００円以上の医療費を支払ったもの（医療費助成制度で自己負担がない場合でも、自己負担分を引いた金額が給付されるので対象となります）

2，　手続き方法

① 対象になるケガ等で病院を受診したら、生徒本人が保健室に来る

↓

②保健室で必要な書類をもらう。

A　病院で書いてもらうもの

医療等の状況（病院用）

病院で書いてもらう

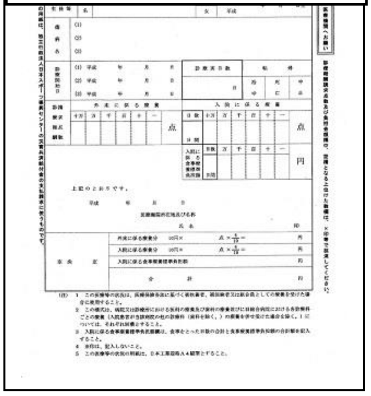

医療等の状況（接骨院用）

接骨院で書いてもらう

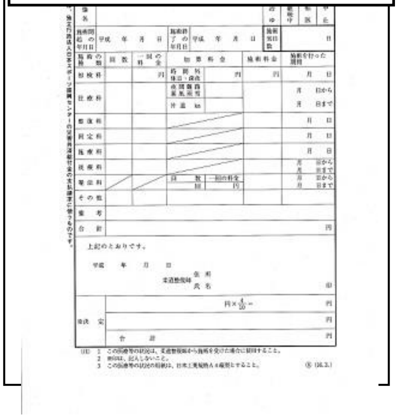

調剤報酬明細書（薬局用）

病院外の、薬を受け取った薬局で書いてもらう

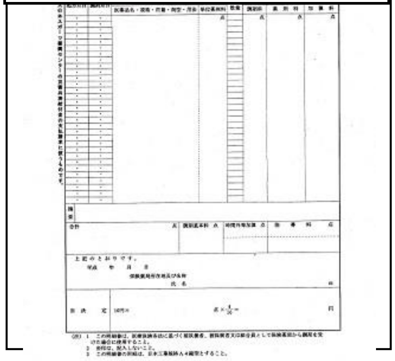

病院等で記入してもらう書類は一ヶ月に１枚必要なので、治療が１ヶ月で終わらないときは、新しい紙を取りに来てください。治療を受けた翌月にならないと、医療機関では記入できないので注意してください。

B　生徒や保護者が書くもの

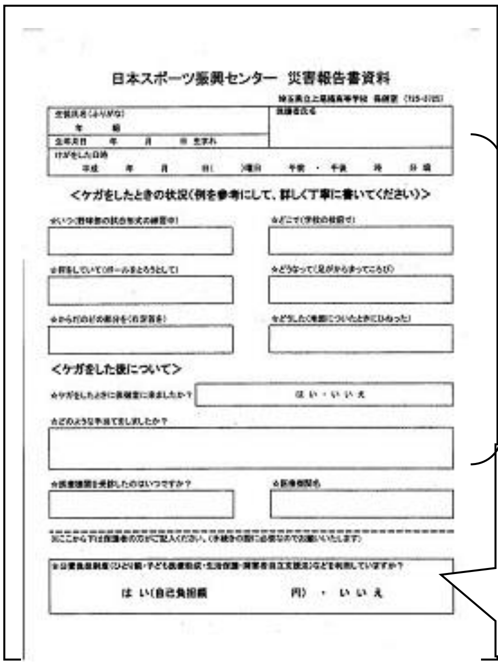

日本スポーツ振興センター　災害報告書資料

<ケガをしたときの状況(例を参考にして、詳しく丁寧に書いてください)>

<ケガをした後について>

はい・いいえ

はい(自己負担額　　円)・いいえ

必要事項と、自分がどのようにケガをしたのかを詳しく書いてください。

市町村等の補助により、医療費の自己負担がない場合には「はい」に〇をつけてください。

③「災害報告書資料」を自分で記入し、医療機関等で記入してもらった「医療等の状況」や「調剤報酬明細書」と一緒に保健室に持ってくる。

災害報告書資料 ＋ 医療等の状況等 → ２年以内に保健室へ

※基本的には手続きから２～３ヶ月後に給付金が学校あてに支給され、その後、該当生徒の授業料口座への振り込みまたは、現金で給付金が支払われます。（そのときには保健室から生徒本人に連絡します。）

わからないことがあるときには保健室に来るか、電話をしてください。（048-725-3725　担当　ヤナギ）